

北海道行政基本条例に基づく道政運営の状況

| | 条文（要旨） | 取組状況 |
|--|--|---|
| 情報公開と道民参加の推進（第1節 第3条～第6条） | | |
| 第3条第1項 情報の公開 （公文書開示 及び道政情報 提供） | 道政の諸活動について、その公開性を高め、道民に説明する責任を果たすため、公文書の開示を適正に行うとともに、道政に関する情報の積極的な提供に努めなければならない。 | 毎年、道内6圏域において、道の実施機関職員を対象に、情報公開制度の適正・有効な活用等によって、公正で民主的な行政運営の推進に資するよう、職員の関係法令・制度等に関する理解促進を図ることを目的として研修会を開催しているほか、制度の利用実績についても道のホームページにおいて公表している。 情報公開窓口利用者は、毎年、約5～6千人で推移、開示請求件数は約1万件で推移しており、また、刊行物等情報提供件数については増加傾向にあり、公文書の適正開示及び道政に関する情報の積極的な提供を着実に実施している。 |
| 第3条第2項 情報の公開 （多様な媒体 の活用） | 道政に関する情報を道民に分かりやすく提供するとともに、道民が迅速かつ容易に道政に関する情報を得られるよう多様な媒体の活用等に努めなければならない。 | 毎週1回の知事記者会見の実施や広報紙「ほっかいどう」の発行など、道政に関する情報を道民に分かりやすく提供している。 また、インターネットの急速な進展を踏まえ、ホームページ、ブログ、ツイッター、メールマガジンなどネット系広報媒体の活用による広報活動も実施している。 |
| 第4条第1項 道民の参加 （参加機会の 拡大） | 政策の形成過程において、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならない。 | 道民の意向や地域ニーズを的確に把握し、道民の声を道政に反映させるため、道民意識調査や各部局、（総合）振興局における対話広報など積極的な広聴活動を実施している。 |
| 第4条第2項 道民の参加 （公聴会等） | 公聴会等の道民参加の機会を設ける場合には、特定の地域に偏ることのないよう配慮しなければならない。 | 公聴会等の開催に当たっては、全（総合）振興局での開催や、全道各地域で開催するなど、特定地域に偏ることが無いよう実施している。 |
| 第4条第3項 道民の参加 （パブコメ） | 重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、必要な情報を公表し、道民の意見を求めるとともに、その意見に対する道の考え方を公表しなければならない。 | 道民意見提出手続に関する要綱及び実施要領を定めて取り扱っており、緊急性があり迅速に対応する必要がある場合などを除き、毎年、40件程度のパブリックコメントを実施して道民の意見を求めるとともに、全件についてその意見に対する道の考え方を公表している。 |
| 第4条第4項 道民の参加 （道民投票） | 道民生活にかかわる道政上の重要な課題に関し、広く道民の意思を直接問う必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、道民による投票を行うことができる。 | 住民投票が必要な事案は生じていない。 |
| 第5条 附属機関等の 委員の公募等 | 附属機関等の委員を任命する場合には、設置目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。 附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。 | 附属機関等に関する基準を定め、附属機関等の設置目的に応じて委員の公募に努めており、毎年度実施している調査において委員の任命状況について点検している。 なお、公募を実施している機関の割合は、10年前の平成21（2009）年度は12%だったが、過去5年間は約25%で推移している。 また、会議の公開については、基準において公開することが適当でない認められる場合を除き、公開している。 |
| 第6条 意見、提言等 への対応 | 道政に関する道民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映するよう務めるものとする。 | 毎年、約600～700件の道政に対する意見、提案が広く道民から寄せられており、この意見、提案を所管部局に適切に回付し、提案者から回答が求められたものは、所管部局から回答している。 |

北海道行政基本条例に基づく道政運営の状況

| | 条文（要旨） | 取組状況 |
|---------------------------------|--|--|
| 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進（第2節 第7条～12条） | | |
| 第7条 総合計画の策定等 | <p>長期的な展望に立って、総合計画を策定しなければならない。</p> <p>2 策定に当たっては、道民及び市町村の参加機会を確保しなければならない。</p> <p>3 効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を定期的に公表しなければならない。</p> <p>4 特定分野計画は、総合計画に沿って策定、推進しなければならない。</p> | <p>総合計画は道政の基本的な方向を総合的に示すため、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度の10年間で期間として策定している。策定に当たっては、道民及び市町村の参加機会を確保したほか、毎年度の推進管理については、指標の進捗状況はもとより、特定分野別計画等の推進管理を行い、毎年度公表している。</p> |
| 第8条 政策評価の実施等 | <p>政策評価を実施し、これに関する情報を道民に公表しなければならない。</p> <p>2 道民の意見を政策評価に適切に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 政策評価の結果を予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に反映させるものとする。</p> | <p>政策評価条例に基づく政策評価を実施し、議会への報告や行政情報センター（コーナー）での縦覧及びホームページ掲載などにより公表するとともに、政策評価に関する意見募集を毎年度実施している。</p> <p>また、政策評価委員会を設置し、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査・審議を行っている。</p> <p>なお、政策評価の結果については、施策・事務事業の対応状況等を点検するなど、予算編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に適切に反映させている。</p> |
| 第9条 財政運営等 | <p>中長期的な展望に立ち、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を、道民に分かりやすく公表しなければならない。</p> | <p>国が策定する地方財政計画などを踏まえた上で、中長期的な財政運営の展望に立った今後の収支見通しを毎年度見直すとともに、収支不足の解消や実質公債費比率の改善などに取り組んでいるところ。</p> <p>また、予算等の公表については、条例に基づき年2回道公報により公表するほか、道ホームページ等により予算・決算等の状況を公表している。</p> |
| 第10条 執行体制の整備 | <p>組織及び機構の不断の見直し、民間能力の活用等により効果的で効率的な執行体制を整備しなければならない。</p> | <p>「行財政運営方針」のほか、毎年度定める「組織機構改正に当たっての基本的視点」に基づき、簡素で効率的な執行体制の確立に取り組んでいる。</p> |
| 第11条 外部監査人の監査 | <p>外部監査人が実施する財務に関する事務等に関する監査の結果等を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>監査結果等を踏まえ、平成26（2014）～29（2017）年度の指摘等（合計123件）については、全て必要な措置を講じており、措置状況は公報及びホームページで公表している。</p> <p>なお、平成30（2018）年度分の指摘等59件については、本年度中の措置を目指しているところ。</p> |
| 第12条第1項 法令の解釈等 （解釈・運用） | <p>地方自治の本旨及びこの条例の趣旨に基づいて、法令を解釈し、運用するものとする。</p> | <p>事務事業の遂行に当たっては、憲法に規定する地方自治の本旨及び北海道行政基本条例の趣旨に基づき法令を解釈し、運用している。</p> |
| 第12条第2項 法令の解釈等 （条例化） | <p>行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項について、条例化に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> | <p>行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項を定める条例の制定に当たっては、附属機関における検討、関係する地域との協議、パブリックコメント等の措置を講じた。</p> |

北海道行政基本条例に基づく道政運営の状況

| | 条文（要旨） | 取組状況 |
|--------------------------|--|--|
| 道民の権利利益の保護（第3節 第13条－15条） | | |
| 第13条 許可等の処分等に関する手続 | 許可等の審査に関する基準、申請から処分までに要すべき標準的な期間等の共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。 | 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間を毎年確認し公表している。 なお、平成26（2014）年6月の行政手続法改正に伴い北海道行政手続条例を改正し、平成27（2015）年4月から、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度等を整備している。 |
| 第14条 苦情の審査等 | 業務執行に関する、道民からの苦情に対し、中立的立場にある者による審査等が行われた場合、その結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。 | 苦情審査委員の平成26（2014）～平成30（2018）年度の審査結果の指摘等（合計17件）については、必要な措置を講じており、苦情審査委員の審査結果等の活動状況については、道のホームページ等で公表している。 |
| 第15条 個人情報の保護 | 個人情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行わなければならない。 | 毎年、道内6圏域において、道の実施機関及び市町村職員を対象に、関係法令・制度等に関する理解促進を図ることを目的として研修会を開催しているほか、制度の利用実績についても道のホームページにおいて公表している。 なお、平成27（2015）年9月公布の個人情報保護法改正及び平成28（2016）年5月公布の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の明確化について制度改正を行っている。 |
| 道民との協働（第4節 第16条） | | |
| 第16条 道民との協働 | 道民との適切な役割分担の下に、様々な分野における公共的な課題の解決を図るため、道民との協働を積極的に進めなければならない。 2 道民との協働を推進するための環境の整備に努めなければならない。 | 道民との協働に関しては、企画立案段階からのNPOとの協働を進めるため、NPOと行政が意見交換を行っているほか、協働推進会議等を活用し、全庁的な連携・調整のもと取組を推進している。 また、協働の推進に関する各取組について、道のホームページで公表し、道民に情報提供している。 このほか、民間企業等との包括連携協定の締結やタイアップ事業を推進するとともに、民間企業等との協働の取組についての普及啓発を行っている。 |
| 市町村等との連携協力（第5節 第17条－19条） | | |
| 第17条 市町村との連携協力 | 市町村と適切に役割を分担し、連携協力しなければならない。 2 市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならない。 | 市町村との役割分担や連携協力については、「道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、平成18（2006）年度から令和元（2019）年度までの移譲権限総数も28,704権限に至っており、住民ニーズに即したスムーズな移譲に努めるため、平成31（2019）年3月の移譲方針の改訂に当たっては、市町村と意見交換等を行った上で改訂した。 また、連携地域別政策展開方針の推進において、市町村を始め地域の多様な主体と十分連携・協力を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ方針を見直し、地域における重点政策の再構築等を行うなど、方針に基づくプロジェクトを着実に推進することにより、地域意見を十分に踏まえた施策展開を進めている。 |

北海道行政基本条例に基づく道政運営の状況

| | 条文（要旨） | 取組状況 |
|---------------------------------------|--|--|
| 第18条 都府県等との連携協力 | 相互に共通する政策課題を解決するため、他の都府県等との連携協力を努めるものとする。 | 各提言書の作成等、各種取組に当たっては、相互に共通する政策課題の解決に向け、密な連携協力の下、他都府県と十分に調整を図り行っている。 ○全国知事会議 会議（定例会2回、政府主催1回）及び委員会等、要請活動を実施 ○北海道東北地方知事会 会議（年1回）及び定期・震災・緊急の提言活動を実施 ○北海道・北東北知事サミット 共通の政策課題をテーマに意見交換を実施 |
| 第19条 国への協力要請及び意見等の提出 | 本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。 | 本道にとって必要な施策の推進や予算の確保に向け、国費予算等に関する事項や様々な分野に関する事項について、国等に対し提案・要望を実施している。 また、道州制特区制度により移譲された事務・事業では、従来から北海道が実施していた事務・事業との一体的な実施により効率的な執行が図られており、事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上につながる成果が出ているところ。 |